

東京都北多摩北部保健医療圏 地域保健医療推進プラン

平成30年度～平成35年度
(2018年度～2023年度)

(概要版)

北多摩北部地域保健医療協議会

地域保健医療協議会とは

東京都では、地域特性等を踏まえた総合的な保健医療施策を計画的に推進し、地域における保健衛生の向上及び健康で安全な地域づくりを図るため、保健、医療、福祉の関係者が協議する場として、二次保健医療圏ごとに地域保健医療協議会を設置しています。

【北多摩北部保健医療圏】 小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市の5市で構成

地域保健医療推進プランとは

地域保健医療推進プランは、「東京都保健医療計画」等の趣旨を踏まえ、圏域の保健医療の現状と課題を明らかにして取組目標を設定し、保健所・市・医師会等関係機関・団体等が、市民参加を促進しながらそれぞれの役割分担に応じて連携と協働を図り、地域の保健医療を総合的に推進するための包括的な計画です。

推進プランの位置づけ・性格

- ① 圏域の保健医療施策の基本的方向性を示す指針
- ② 保健所・市にとっては保健医療施策推進の目標
- ③ 関係機関・団体等に対する活動の指針
- ④ 市民の自主的・積極的な活動の方向性を示す役割
- ⑤ 各実施主体の連携・協働による取組（動き）を推進するための指針

計画期間

平成 30 年度～平成 35 年度（2018 年度～2023 年度）までの6年間

目指す方向

“健康で安全・安心な生活を送ることができる豊かな人生の実現”

○自らの健康は自らが守り、実践していくことを基本に据えつつ、生活習慣の改善や健康づくりの基礎となる家族の機能を維持・向上させ、地域住民・関係機関など社会全体で支えていくヘルスプロモーションを基礎にした仕組づくりを構築

○急速に進む高齢化に対応するため、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進める

推進プランのポイント

- ポイント① “重点プラン” の設定**
個別プランの中で、特に重点的に取り組んでいく7項目を「重点プラン」として位置づけ
- ポイント② “圏域独自の指標” を設定**
取組の進捗状況を把握する目安とするため、全ての個別プランに圏域独自の「指標」（目標、方向性）を設定
- ポイント③ “動きをつくる” 取組の推進**
各実施主体の連携・協働により取組を推進する（動きをつくる）考え方をプラン全体に反映
- ポイント④ “実施主体別の取組” を設定**
個別プランごとに、実施主体別の取組目標を具体的に記載
- ポイント⑤ “コラム・データ” の掲載**
個別プラン実施の参考にするため、コラムや各種統計データを多数掲載

7つの重点プラン

項目名	個別プラン名	主な取組
健康づくりの推進	生活習慣病対策等の推進	○各市の健康増進計画の推進 ○生活習慣病の発症予防 ○がんや生活習慣病の早期発見・治療
たばこによる健康影響の防止対策	たばこ対策の推進	○東京都受動喫煙防止条例の周知徹底 ○たばこによる健康影響や COPD（慢性閉塞性肺疾患）の普及啓発 ○たばこをやめたい人への支援
医療提供体制	在宅療養支援体制の推進	○地域の実情に応じた在宅医療と介護の連携体制を構築、充実
高齢者保健福祉対策	介護予防事業の推進	○地域の実情に応じた多様な介護予防、生活支援サービスの充実
食品の安全確保	食品の安全確保の推進	○東京都食品安全推進計画に基づく総合的な食品対策の推進 ○食中毒対策 ○食品関係事業者の自主的衛生管理推進
感染症対策の推進	感染症対策基盤整備の推進	○感染症発生動向の情報収集と発信 ○平常時からの対策及び発生時対応の徹底
災害時保健医療対策	災害時保健活動の体制強化	○災害時における要配慮者の避難支援体制の整備 ○災害時保健活動の体制整備

健康で安全・安心して生活できる豊かな人生の実現

プランの推進

地域保健サービス分野における取組

安全・くらし衛生分野における取組

医療提供体制分野における取組

取組状況等の把握・協議

北多摩北部地域保健医療協議会

専門部会

健康なまち・地域ケア部会

くらしの衛生部会

地域医療システム化推進部会

市民

事業者関係団体

学校

保健・医療・福祉関係団体

市

保健所

医療保健政策区市町村
包括補助制度の活用

課題別地域保健医療
推進プランの策定



【北多摩北部地域保健医療協議会（事務局）】

東京都多摩小平保健所 企画調整課 企画調整担当

〒187-0002 小平市花小金井一丁目31番24号

電話 042-450-3111 内線231

E-mail S0000351@section.metro.tokyo.jp